内閣衆質一一一 第一号

昭和六十二年十二月二十五日

内 閣 総 理大臣 竹 下 登

衆 議 院 議 長 原 健 三 郎 殿

衆議院議員寺前巖君提出トリクロ 口 エチレン等による地下水汚染に関する質問に対し、 別紙答

弁書を送付する。

衆 議 院 議 員 寺 前 巖 君 提 出 トリク 口 口 エ チ レ ン 等 に ょ る 地 下 水 汚染に関する質 問 に 対

する答弁書

の 1 について

昭 和 五 十七年度から、 トリ ク 口 口 エ チレン、 テトラク 口 口 エ チレン及び一、一、 ļ リク

口 口 エ タン (以下「トリ ク 口 口 工 チ レ ン · 等 _ という。)による地下水汚染の実態を調 査す るととも

に、 汚 染 機 構 に 0 1 て ŧ 京 都 市 等 を対 象 地域として汚染 物 質 0) 挙 動 \mathcal{O} 解 析 を行う等 解 明 に 努

めているところである。

中 小 企 業 で あ る 酒 類 製 造業 者 等 が ば 7 気 方 式 等 \mathcal{O} 処 理 装 置 を 設 置 す る 場 合 に は 政 府 系 金 融 機

関 \mathcal{O} 融 資 を 行う等 0 措 置 を講じ て *(*) るところで あ り、 今後ともこれらの措置に 0 **,** \ て 酒 類 製造

業者等 0) 周 知 が 図 5 れ るよう適切な指導に努めてまい りたい。

の2につい

7

1 IJ ク 口 口 工 チ レ ン 等 \mathcal{O} 生 産 量 輸 入 量 等 に 0 1 7 は、 通 商 産 業 省 生 産 動 態 調 査 等 に ょ り 把

握している。

ま た、 そ れ 5 \mathcal{O} 使 用 状 況、 排 出 処 理 等 \mathcal{O} 実態 に 0 7) 7 ŧ, Ι C 産 業 環 境保 全実 態 調 査 等 に ょ

n 把 握 に 努 \Diamond 7 1 るところで あ り、 今後とも、 地 方 公 共 寸 体 等 \mathcal{O} 調 査 結 果 ŧ 含 め、 関 連 情 報 \mathcal{O}

収集、把握に努めてまいりたい。

ま た、 1 IJ ク 口 口 工 チ レ ン 等 \mathcal{O} 汚 染 防 止 装 置 に 0 ** \ 7 は、 活 性 炭 吸 着 法 等 が 開 発 され 実 用

に 供 さ れ 7 お り 排 水 中 12 油 分 が 混 入 L 7 1 る 場 合 \mathcal{O} 排 水 処 理 12 0 1 て ₽, 油 分 除 去 装 置 \mathcal{O} 付

加 に ょ り、 処 理 効 果 \mathcal{O} 低 下 を 防 止 す ること が 可 能 で あ る 1 IJ ク 口 口 工 チ レ ン 等 \mathcal{O} 代 替 溶 剤 に

0 1 7 は 洗 浄 力 等 \mathcal{O} 面 で、 解 決 す べ き 間 題 を 多 々 残 L て お り、 当 面 は 代 替 溶 剤 \mathcal{O} 開 発 状 況

を 注 . 視 するとともに、 \vdash IJ ク 口 口 エ チ レ ン 等 \mathcal{O} 適 正 利 用 に 関 す う る 関 係 業界 ^ \mathcal{O} 指 導 を 徹 底 L 7

まいりたい。

の3について

地 下 水 汚 染 \mathcal{O} 機 構 解 明 に 0 **V** > 7 は、 昭 和 五. + 九 年 度 か ら 三 筃 年 計 画 で 調 査 を行 つてきたが、

地 下 水 0) 汚 染 機 構 は 複 雑 で あ り、 未 解 明 \mathcal{O} 点が 多く残され たた め、 引 き続き 調 査 を 行 つ て **,** \ る

ところである。

の4について

1 IJ ク 口 口 工 チ レ ン 等 に つい て は、 地 下 浸 透 及 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 排 水 \sim \mathcal{O} 混 入 に ょ る 環 境 \mathcal{O} 汚 染 を防 止 す る

た め、 1 IJ ク 口 口 エ チレ ン 等 適 正 利 用 7 = ユ ア ル」、「テ 1 ラ ク 口 口 エ チ V ン 使 用 に 係 る 暫 定

的 保 守 管 理 7 = ユ ア ル 1 IJ ク 口 口 エ チ レ ン 等 \mathcal{O} 排 出 に 係 る 暫 定 指 導 指 針 \neg 1 IJ ク 口 口 エ

チ レ ン、 テ 1 ラ ク 口 口 エ チ レ ン 及 び 1 IJ ク 口 口 工 タ ン に 係 る 排 水 濃 度 目 標 等 に

基 ーづき 適 正 に 使用、 貯 蔵 等 を 行 **!** 漏え **(**) 防 止 一措置 を 十分講 じ るよう指 導 L 7 いく るところで あ

る。

į

二の1について

1 IJ ク 口 口 エ チ レ ン 等 に ついては、これ 5 0 長 期 \mathcal{O} 摂 取 に 伴う 健 康 影 響 が 懸 念され て ζ, るこ

と か ら、 水道 水 \mathcal{O} 暫 定的 な水質基 準 を定めるとともに、 定 期 的 な水質検 査 \mathcal{O} 実 施、 汚 染 時 \mathcal{O} 措

二の2について

り、

水

道

水

0)

安全確

保を図

つてま

(\

りたい。

置

等

につ

, \

て

水

道

事

業者等を指

導

しているところであ

り、

今後ともこれらの

対

策

 \mathcal{O}

実

施

に

ょ

1 IJ ク 口 口 エ チ レ ン 等 に ょ る 地 下 水 及 び 公共 用 水 域 \mathcal{O} 汚 染 を防 止 す Ś ため、 昭 和 五. + 九 年 八

月二十二 日 付 け で、 1 IJ ク 口 口 エ チ レ ン 等 \mathcal{O} 排 出 に 係 る 暫 定 指 滇 指 針 及び ト IJ ク 口 口 エ チ

テト ラ ク 口 口 工 チレ ン及び一、一、一 1 IJ ク 口 口 エ タン に 係 る 暫定 排 水 濃 度 目 標 を

定め、 地 方 公共団 体等 に 通 知するなど地下浸透の防 止及び公共 用水域 \sim \mathcal{O} 排 出 \mathcal{O} 抑 制 \mathcal{O} 指 導 を

行 つ て 1 るところで あ り、 今後 لح ŧ 指 導 \mathcal{O} 徹 底 等 に 努 \Diamond 7 ま 1 り た 1

二の3について

 \vdash IJ ク 口 口 工 チ レ ン 及 び テ \vdash ラ ク 口 口 エ チ レ ン \mathcal{O} 地 下浸透 一 及 び 排 水 系 ^ \mathcal{O} 流 入 \mathcal{O} 防 止 に 0 1

て は 化学 物 質 \mathcal{O} 審 査 及 \mathcal{C}^{κ} 製 造 等 \mathcal{O} 規 制 に 関 する法律 (昭 和 兀 十八 年 法 律 第 百 $\overline{+}$ t 号。 以 下 化

審 法 とい う。) に 基 づ き、 昭 和 六 + 年 五. 月 に 指 定 化 学 物 質 \mathcal{O} 指 定 を 行うとともに、 関 係 業 界

12 対 L <u>_</u> IJ ク 口 口 工 チ レ ン 等 適 正 利 用 7 = ユ ア ル 及 び 「テト ラ ク 口 口 エ チ レ ン 使 用 12 係 る

定 的 保 守 管 理 7 = ユ ア ル を 遵 守 す る ょ う 指 導 L て *(*) るところで あ る。 関 係 業 界 に お 1 7 は

該 指 導 を 踏 ま え、 同 7 = ユ ア ル \mathcal{O} 遵 守 状 況 \mathcal{O} 自 主 管 理 点 検 \mathcal{O} 推 進 等 が 义 5 れ 7 1 る。

本 間 題 に 0 1 7 は、 今 後 とも 関 係 業 界 12 お け る 同 7 = ユ ア ル \mathcal{O} 遵 守 状 況 等 を 見 守 りつつ、 化

審 法 に 基づ き、 適 切 に 対 処 L 7 ま 1 ŋ たい。